

○旭市弔慰規程

平成17年7月1日

訓令第34号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市の特別職及び一般職の職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）並びに本市のために特に功勞のあった者に対する弔慰に関し定めるものとする。

(弔慰金等)

第2条 弔慰金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

2 別表に掲げる者のうち2以上に該当する場合は、有利な方をもって行う。

第3条 前条に定めるもののほか、本市に特に功勞があった者と市長が認める者に対し、弔慰金等を贈ることができる。

(適用)

第4条 市葬及び準市葬をもってする者には、この訓令は適用しない。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日訓令第9号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月21日訓令第9号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓令第3号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日訓令第4号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月9日訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第6号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月15日訓令第3号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日訓令第34号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象者の区分			香料の金額等					
			本人		配偶者		一親等血族及び同居の一親等姻族	
			香料（円）	生花・花環	香料（円）	生花・花環	香料（円）	生花・花環
1	市長	現職	30,000	花環1基及び生花1基	10,000	花環1基	10,000	花環1基
		元職	10,000	花環1基及び生花1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基
2	副市長・教育長	現職	30,000	花環1基及び生花1基	10,000	花環1基	10,000	花環1基
		元職	10,000	花環1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基
3	市議会議員	現職	30,000	花環1基及び生花1基	10,000	花環1基	10,000	花環1基
		元職	10,000	花環1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基
4	執行機関及び消防団の長	現職	10,000	花環1基				
		元職	10,000	花環1基				
5	附属機関の委員・生種等審議委員・消防団長・分団長（区長に限り。）・市医・校医	現職	5,000	花環1基				
6	一般職の職員	現職	10,000	花環1基				
7	地元選出国會議員	現職	10,000	花環1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基
		元職	10,000	花環1基				
8	地元選出県會議員	現職	10,000	花環1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基
		元職	10,000	花環1基				
9	その他市長が必 要と認める者		5,000又は 10,000	花環1基	5,000	花環1基	5,000	花環1基

備考

- 1 区分1から区分3までの元職については、合併前の旭市、海上町、飯岡町及び干潟町の当該区分に掲げる者（区分2については助役及び収入役を含む。）を含むものとする。
- 2 区分4、区分7及び区分8までの元職については、当該職を退いてから10年以内の場合に限り適用するものとする。
- 3 花環及び生花は、通常用いられる礼を失しない程度の価格のものを贈るものとする。